



環 評 審 第 44 号
令 和 4 年 3 月 10 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕 殿

沖 縄 県 環 境 影 響 評 価 審 査 会
会 長 宮 城 邦 治



令 和 2 年 度 那 覇 空 港 滑 走 路 増 設 事 業 に 係 る 事 後 調 査 報 告 書 の 審 査 に つ い て
(答 申)

令 和 3 年 12 月 17 日 付 け 沖 縄 県 諮 問 環 第 10 号 で 諮 問 の あ っ た み だ し の こ と に つ い て、 別
添 の と お り 答 申 し ま す。



令和2年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書に対する答申

事業者は、総合評価において、環境保全措置については、工事工程に対応した措置を継続して実施するが、事後調査の結果を踏まえ、新たな環境保全措置を講じる必要はないとしているが、下記に示す令和3年10月5日付け環政第821号で知事が発出した「令和元年度那覇空港滑走路増設事業事後調査報告書について」の環境保全措置要求を勘案し、環境の保全についての適正な配慮を行った上で、事業を実施させること。

記

1 陸域生物・陸域生態系について

- (1) 重要な植物種及び植物群落については、沖縄県希少野生動植物保護条例の目的等を鑑み、また、沖縄県環境影響評価技術指針において、事後調査を行う期間は、原則として供用後の環境状態等が定常状態で維持されることが明らかとなるまで又は将来における環境状態等が悪化することがないことが明らかとなるまでとしていることから、陸域改変区域における工事が終了していても、これまで同様モニタリングを実施すること。さらに、生育状況に悪化がみられることから、生育環境を改善するよう環境保全措置を検討・実施すること。
- (2) 陸域改変区域外の重要な植物種として、夏季及び冬季にイソフジ、ミズガンピ、ハリツルマサキの3種が確認されたとしているが、令和2年9月29日付け環政第876号で発出した環境保全措置要求（以下「前回の環境保全措置要求」という。）を踏まえ、どのように空港管理者等にこれらの情報を共有したのか、また、共有の効果がわかるよう事後調査報告書に記載すること。

2 付着生物について

前回の環境保全措置要求において、自然石護岸及び自然石根固被覆ブロックで確認された出現種の好適生息条件を記載し、評価書で示された予測結果と比較するよう意見を述べているが、記載されていないことから、記載すること。

3 底質について

一部の地点において、強熱減量及びSPSSについて、平成30年度は高く、令和元年度は低くなっているが、シルト・粘土分は増加していること及び閉鎖性海域において、SPSS、シルト・粘土の細粒分が工事前と比べて増加している地点がみられることが、底生生物等に影響を及ぼす可能性があることから、増加の原因等について考察すること。その結果、埋立地の存在による影響が認められた場合は、評価書で示された予測結果を超えないよう環境保全措置を検討・実施すること。

4 海草藻場及びカサノリ類について

- (1) 環境影響評価書において、閉鎖性海域内の海草藻場及びカサノリ類については底質が安定することで、生育環境が向上すると予測されていた。しかし、閉鎖性海域の海草藻場は、被度の回復がみられていない。また、カサノリ類は被度が低下傾向にある。

については、以下の事項について、埋立地の存在の影響について考察すること。その結果、埋立地の存在による影響が認められた場合は、評価書で示された予測結果を超えないように環境保全措置を検討・実施すること。

なお、環境保全措置の検討については、個別、具体的に検討したうえで、那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会で助言を聴き、検討した結果を事後調査報告書に記載すること。

ア カサノリ類の分布面積が、令和2年1月～3月に、すべての月で過年度同時期よりも分布面積が小さくなったこと。また、最盛期の分布面積が過年度の変動範囲を下回っており、高被度域も減少していること。

一方、令和2年2月から3月にかけてホソエガサの分布面積が増加し、3月には工事前と工事中の変動範囲を上回り、過去最大となっていること。

イ 海草藻場において、過年度と比較して、高被度域の面積や海草量が減少していること。特に、St.S6は、調査開始時より被度5%未満と低被度であったが、令和元年度秋季に消失したこと。

- (2) 安全レベル、注意レベル、対策検討レベルの3段階に設定された監視レベルに基づき、順応的管理が行われており、注意レベルの目安として、カサノリ類は、カサノリ類の多くの藻体が確認される場所が減少し、生育している範囲が自然変動の範囲を大きく下回る状況、海草藻場は、海草藻場の分布域が、自然変動の範囲を大きく下回り、生育域が減少している状況とされている。

自然変動の範囲については、既往調査やモニタリングの分布面積及び変動範囲で今後モニタリングを行いながら決定するとしているが、自然変動の範囲が不確定にもかかわらず、海草藻場及びカサノリ類の監視レベルを「安全レベル」とした、判断基準を具体的に示すこと。

5 動植物種の混入調査について

第14回及び第15回那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会資料によると、令和元年度で調査終了としているが、特定外来生物（ハイイロゴケグモ、ツルヒヨドリ）が確認されていることから、事業者の実行可能な範囲でこれまで同様、モニタリング調査を実施し、確認された場合は適切に駆除、処分を実施するとともに、空港管理者等に対して、完全駆除に向けた駆除対策の検討を要請すること。

また、以下の法令等の目的等を鑑み、その他の外来種が確認された場合にも、事業者の実行可能な範囲で適切に駆除、処分を実施すること。

- ①特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の特定外来生物
- ②生態系被害防止外来種リストの侵入予防対策外来種、緊急対策外来種及び重点対策外来種
- ③沖縄県対策外来種リスト(平成30年8月)の重点対策種及び重点予防種
- ④沖縄県希少野生動植物保護条例の指定外来種